

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事		平成18年 9月			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)			
京都府宇治市槇島町目川100番地		山崎製パン株式会社京都工場 工場長 長尾哲夫			
		電話 0774 - 23 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	パン製造業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進、全部門での環境マネジメントシステムの導入等により、CO ₂ の削減を目指す。				
推進体制	環境推進会議の設置と、実施計画の策定、月毎の進捗管理システムを構築する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18~19	蒸気配管設備	スチームトラップを定期的に診断、不良品の交換を実施する。22kL/年削減		
	18~19	エアー設備	エアー漏れ・吹きっぱなしは、その都度改修しエアーコンプレッサー動力の削減を図る。25kL/年削減		
	18	一般空調設備	食パン・菓子パン仕込包装空調を室内循環式に改善する。20kL/年削減		
	18~19	出荷・輸送部門	アイドリングストップの実施率を高めタコメーターによる速度管理を実施する。		
18~19	電気設備	変電室トランスを高効率トランスに更新する。33kL/年削減			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	20,942 t	19,812 t	-5.4 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 20,942 t	*2 19,812 t	-5.4 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等 (二酸化炭素換算(t))			
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t		
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t		
	削減量等合計		*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	20,942 t	*2-(*3)	19,812 t	-5.4 %
特記事項	1. 17年度(基準年度)CO ₂ 排出量は対前年度比95.0%で5%の削減が図れた。(電気・ガスのみ) ・1.5tボイラー1台更新 原油換算202kL/年削減 ・エアーコンプレッサー1台更新 台数制御含む 原油換算11kL/年削減 ・配分場照明省エネタイプに更新(400台) 原油換算28kL/年削減 ・食パン食型洗浄機プロア自動発停 原油換算29kL/年削減 ・工場吸収式冷温水機で配分場空調をまかない配分吸収式冷温水機を停止 原油換算31kL/年削減 ・包物・ロールラインファイナルブルファー空調機インバーター運転 原油換算13kL/年削減 ・ボイラーブロー量削減 原油換算52kL/年削減 他 2. 従業員の環境教育実施 3. 地域の美化清掃活動への参加				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。